



産業医のための化学物質管理の実務

著者：山本 健也 発行：労働調査会 定価：2,750円(税込10%)

化学物質管理は、事業規模の大小を問わず事業者に求められています。中小企業が多い日本においては、その管理が

徹底されることが望まれています。昭和40年代の法令遵守型管理から、事業者の「自律的な管理」にシフトもされ、新たな化学物質管理は「情報伝達の強化」、「リスクアセスメントの実施とその結果に基づく対応」を軸とした体制整備が求められています。産業医は、化学物質管理者等の職場担当者によるリスクアセスメントを支援し、その結果に対して適切な助言・指導が期待されています。

本書では、第1部において化学物質の自律的な管理と第2部の新たな職場の化学物質管理と産業医の実務に分けて記載されています。目次から、調べたい内容を

を直ぐに検索でき、化学物質管理者等の職場担当者へ適切に助言・指導ができるようになっています。また、本書の特徴ともいえる巻末資料には多くの情報が収集され掲載されています。

本書は、化学物質管理者等の職場担当者の活動を通して、労働災害減少の結果となったときに高く評価されると思いますが、本書の利用価値は、産業医となる読者が、速やかに利用価値を強く感じる書物であると確信しております。著者も記載しておりますが、法令遵守から、事業者の裁量権拡大、事業者のリスクベース管理の浸透により、結果として労働災害の減少につながることを期待される書物であり、真に明快な記載となっている書物であります。

みずの しげき
水野 重樹

(東京都医師会理事)

Scramble

厚生労働省より「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」の公布

2025年5月14日、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が公布されました。同法律は少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、①個人事業者等に対する安全衛生対策の推進（労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等による災害の防止を図るため注文者等が講ずべき措置や個人事業者等自身が講ずべき措置を定める等）、②職場のメンタルヘルス対策の推進（ストレスチェックについて、労働者数50人未満の事業場についても実施義務の対象とする等）、③化学物質による健康障害防止対策等の推進（化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情

報の通知義務違反に罰則を設ける等）、④機械等による労働災害防止の促進（特定機械に係る製造許可の一部や製造時等検査について民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する等）、⑤高年齢者の労働災害防止の推進（高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とする等）の措置を講ずるものである。

施行期日は2026年4月1日となるが、内容に応じて、公布日、2026年1月1日、同年4月1日、同年10月1日、2027年1月1日、同年4月1日、改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日又は改正法の公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

※詳細については右のURLより <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250516K0010.pdf>

「産業保健21」122号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ：
(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課

※このアンケートでご記入いただいた内容は『産業保健21』制作の参考にさせていただきます。
下記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

QRコード：右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



ホームページ：下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/2526/Default.aspx>